

東南アジア・オセアニア地域 税務ニュース 2024年4月号

April 2024 | Volume 31



目次

1. 今月のハイライト	p.1
2. 各国税務ニュース(2024年3月31日時点)	p.2-4
インドネシア　　タイ　　ベトナム　　フィリピン	
マレーシア　　オーストラリア	
3. セミナー情報	p.4
4. 各国問い合わせ先	p.5

今月のハイライト

- タイ歳入局は2024年3月1日に、タイにおけるグローバルミニマム課税ルールに関するパブリックコメント用の法案を公表しました。同法案はOECDのガイダンスに沿って作成されていますが、セーフハーバールールなど、同法案では規定されていない項目もあるため、引き続き法整備の動向に注意を払う必要があります。
- タイ歳入局は2024年2月21日に新たに導入された吸収合併に係る税務上の取り扱いについて、タックスルーリングを公表しました。同ルーリングによりこの吸収合併は全部事業譲渡と同様に、一定の条件のもと法人税課税は免税とされていますが、被合併法人の繰越欠損金は引き継ぐことができないものとされています。
- フィリピン内国歳入庁(BIR)は2024年3月15日に通達を公表しました。クロスボーダーのサービス取引に係る税務上の取り扱いについて解説した2024年1月10日付の通達を、Q&A形式でより詳細な説明が行われています。
- マレーシア内国歳入庁(IRB)は、株式譲渡に係るキャピタルゲイン課税の取り扱いに関するガイドラインを公表しました。このガイドラインでは、対象となる株式の範囲、時価の評価方法などについて、詳細に説明しています。

各国税務ニュース(2024年3月31日時点)

インドネシア [国防・安全保障に係る付加価値税優遇措置の実施規則](#)



財務大臣は国防・安全保障に係る特定の戦略物品・戦略サービスについて、付加価値税(VAT)を免除する手続きに関する規則 PMK-157 を発効しました。

[総売上高の一定基準額以下の納税者に対する所得税および付加価値税の取り扱い](#)

財務大臣は年間総売上高が 48 億ルピア以下の納税者(小規模納税者)に対する所得税および VAT の取り扱いに関する規則 PMK-164 を発効しました。

[土地付き住宅および住宅ユニットに対する付加価値税優遇措置](#)

土地付き住宅および住宅用ユニットに対する付加価値税(VAT)の優遇措置は、2023 年 11 月から 12 月までの期間に係る VAT を対象としていましたが、PMK-7 の発効により、2024 年 1 月から 12 月までの期間に係る VAT にまで対象が拡大されました。

[バッテリー式電気自動車に対する税制・関税優遇措置](#)

財務大臣はバッテリー式自動車の優遇措置に関するいくつかの規則を発効しました。

タイ



[タイ歳入局がピラー2 の法案を公表](#)

歳入局は 2024 年 3 月 1 日、タイにおけるグローバルミニマム課税ルールに関するパブリックコメント用の法案を公表しました。同法案は OECD のガイダンスに沿って作成されており、(i)DMTT (ii)IIR (iii)UTPR の 3 つの課税メカニズムを含んでいます。ただし、暫定的な施行日や経過措置、セーフハーバールール、詳細な規定については法案では規定されていないため、引き続き法整備の動向に注意を払う必要があります。

[新たに導入された吸収合併に関するタックスルーリングを公表](#)

歳入局は 2024 年 2 月 21 日、新たに導入された民商法上の合併制度(吸収合併)に係る税務上の取り扱いについてタックスルーリングを公表しました。同ルーリングにおいて、新たな合併制度は税務上の全部事業譲渡と同様の性格を持つものとされています。全部事業譲渡と同様に一定の条件のもと、法人税課税は免税となります。被合併法人の繰越欠損金を合併法人に引継ぐことはできないものとされています。

ベトナム



[ベトナムで働く外国人の労働許可証についての新たな規制について](#)

2023 年 9 月 18 日に発効された政令 70/2023(政令 152/2020 の修正版)において、労働許可証に対するいくつかの改正がなされました。政令 70 は、2024 年 1 月 1 日より有効となるいくつかの点を除き、発効日から効力を持ります。

[EPR 規制のうち、2024 年から適用されるリサイクル責任について](#)

2020 年の環境保護規制および政令 08 の施行は、製造業者と輸入業者の責任を規定する拡大生産者責任の概念を導入し、廃棄物と包装材の(i)処理および(ii)リサイクルに関する責任を明確にしました(詳細は、過去の [ニュースブリーフ](#) を参照ください)。

廃棄物の処理責任は、2022 年の政令 08 の施行以降既に適用されていますが、リサイクル責任は 2024 年からのロードマップに沿って適用が始まります。

フィリピン



[クロスボーダーのサービス取引の税務上の取り扱いに関する Q&A](#)

内国歳入庁(BIR)は 2024 年 3 月 15 日に通達(RMC No. 38-2024)を公表し、クロスボーダーのサービス取引に係る税務上の取り扱いについて解説した 2024 年 1 月 10 日付の通達(RMC No. 5-2024)を、Q&A 形式でより詳細に説明しています。

マレーシア 3月のマレーシア税制アップデート



キャピタルゲイン課税に係るガイドラインの公表

マレーシアでは 2024 年からキャピタルゲイン課税の制度が導入されており、会社・LLP・協同組合・信託(マレーシア国内外を問わない)による以下の株式の譲渡が課税対象になります。

- a. マレーシアで設立された非上場会社の株式の譲渡(2024 年 3 月 1 日以降)
- b. 以下の一方または双方の価値が有形総資産の 75%以上であるマレーシア国外の会社の株式の譲渡(2024 年 3 月 1 日以降)
 - マレーシアの不動産
 - 保有するマレーシアの不動産の価値が有形総資産の 75%以上である他の会社の株式
- c. マレーシア居住者による、マレーシア国外の会社の株式の譲渡(2024 年 1 月 1 日以降)

この点、内国歳入庁(IRB)は 2024 年 3 月に、[非上場会社株式の譲渡に係るガイドライン](#)(上記 a, b が対象)および[マレーシア国外株式の譲渡に係るガイドライン](#)(上記 c が対象)を公表しました。これらのガイドラインでは、従来から明らかだった事項に加え、主に以下の点が明らかにされました。

- 株式時価の算定方法として簿価純資産法を認めること
- 上記 b における 75%判定を行う時期
- 上記 c に関して、経済実体をもつ会社による譲渡に係る免税(2026 年末まで)の条件の詳細

他方、当初の税制改正案で示された以下に係る免税については、まだ法制化されていません。

- IPO 時の譲渡
- ベンチャーキャピタルによる譲渡
- グループ内再編に伴う譲渡

サービス税改正の法制化および適用開始

2024 年 3 月 1 日を適用日として、サービス税の改正が行われました。一部のサービスを除き税率が 6%から 8%に引き上げられたほか、物流、非金融を含むプローカーアンダーライティング業務、修理・メンテナンス、カラオケが課税サービスに新たに追加されています。

適用開始日である 3 月 1 日以降も、免税の範囲の変更などの部分的な修正が複数回アナウンスされ、混乱が生じています。サービス税に関する最新情報は、PwC マレーシアのアラートメールで隨時提供していますので、こちらの[リンク](#)からご登録ください(英語のみ)。

オーストラリア [Monthly Tax Update March](#)



オーストラリア税務に関する直近の動向のうち、以下を含む点について解説しています。

- 国別報告書などの情報に係る開示に関する協議

財務省は大規模多国籍企業に対し、国別(CBC)ベースでの特定の税務情報と税務に対するアプローチに関する情報開示を義務付ける最新の法案草案を発表しました。

- 第 1 の柱の Amount B(利益 B)

OECD/G20 の税源浸食と利益移転に関する包括的枠組み(BEPS)は、第 1 の柱の Amount B に関する報告書を発表しました。

- **州税および租税協定**

2024年財務法改正(外国投資)法案が連邦議会に提出されました。同法案には、中間経済財政見通し(MYEFO)の発表に基づく改正やさまざまな措置が盛り込まれています。

- **税務上の減価償却と複合資産 – ルーリングの最終化**

ATOは、税務上の減価償却目的での複合アイテムの扱いに関する課税ルーリング TR 2024/1を最終化しました。

詳細は、[3月号のニュースレター](#)をご参照ください。

セミナー情報

各国または日本で直近実施したセミナー、および今後開催予定のセミナーについてご案内します。登録・視聴リンクがないセミナーについても、ご興味がありましたら下記の問い合わせ先までご連絡ください。

グローバル メガトレンド フォーラム 2023

「The Leadership Agenda」と題して、グローバル経済の次に来る世界(ニュールール)を読み解き、新しい世界で社会からの期待に応えるための経営アジェンダの再定義を試みます。

配信期間：2023年12月4日(月)～2024年5月10日(金)

配信方法：オンデマンド配信

詳細および登録リンク：<https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/global-megatrends-forum2023.html>

移転価格調査に係る実務対応

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類」に移行したことにより、これまで抑制的だった税務調査の執行が本格化しつつあります。また、2020年7月に移転価格調査と一般法人税調査の一体調査へと移行したことにより、これまでにはなかった短期間かつ効率的な税務調査を志向した課税案件が増えつつあります。

本セミナーでは、最近の国税当局の執行体制の変化や、国税当局の重点取り組み事項である税務コーポレートガバナンス(CG)の充実、税務行政のデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進について解説します。

配信期間：2024年3月14日(木)～6月28日(金)

配信方法：オンデマンド配信

詳細および登録リンク：<https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/tax-1240314.html>

韓国の移転価格税制の動向

韓国税務当局は、多国籍企業グループの韓国子会社の移転価格を常に注視しています。そこで本セミナーでは、PwC 税理士法人の国際税務サービスグループ(移転価格)の担当者が PwC 韓国の移転価格担当チームのメンバーとともに、韓国の移転価格税制に関する直近の動向や、韓国子会社との移転価格運用について具体的な事例を通じて解説します。

配信期間：2024年4月10日(水)～2024年7月31日(水)

配信方法：オンデマンド配信

詳細および登録リンク：<https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/tax-1240403.html>

各国問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwCの貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

共同統括責任者 神保 真人(税理士法人 パートナー)、菅原 竜二(PwCインドネシア パートナー)

PwC税理士法人(日本) 神保 真人、野田 幸嗣(移転価格)、大橋 全寿(移転価格)、青木 一憲(金融)

PwCインドネシア 菅原 竜二(カントリーリーダー)、糸井和光、深澤 直人、濱田 孝一、松澤 智之、石山 洋平、水野 直樹、井上 由貴、余村 裕樹
問い合わせ先:id_jbd@pwc.com

PwCタイ 魚住 篤志(カントリーリーダー)、武部 純、山鳥 達彦
問い合わせ先:th_jbd@pwc.com

PwCベトナム 今井 慎平(カントリーリーダー)、小暮 寛之、塚本 裕之
問い合わせ先:vn_jbn@pwc.com

PwCフィリピン 東城 健太郎(カントリーリーダー)、林田 俊哉
問い合わせ先:ph_jbd@pwc.com

PwCマレーシア 杉山 雄一(カントリーリーダー)、佐藤 祐司、水本 賢一、緩詰 真梨子
問い合わせ先:my_pwc_japandesk@pwc.com

PwCシンガポール ハワード・オオサワ(カントリーリーダー)、北村 勝信、山本 尚紀、海谷 亮介、野木 玄
問い合わせ先:sg_japan_desk_tax@pwc.com

PwCオーストラリア 寺崎 信裕(税務カントリーリーダー)、伊藤 大介、信夫 将
問い合わせ先:au_japan@pwc.com

Tax Academyについて

PwC税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的としたe-learningコンテンツを2022年10月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwCグローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

www.pwc.com/jp/tax-academy

→ バックナンバーは、こちらからご覧ください。

PwCは、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することをPurpose(存在意義)としています。私たちは、世界151カ国に及ぶグローバルネットワークに約364,000人のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細はwww.pwc.comをご覧ください。
本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。
© 2024 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.